

教 生 学 第 2 0 3 号
令和5年（2023年）5月29日

各 教 育 局 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

通学路の交通安全の確保に向けた連携・協力について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

つきましては、通学路の交通安全の確保については各地域における関係機関の連携による継続的な取組が重要でありますので、今後、対策未了箇所への安全対策においても最善の対応が取れるよう、警察、道路管理者とのさらなる連携・協力をお願いします

なお、対策未了箇所については、道路管理者や警察等の関係機関と連携・協力し、暫定的な安全対策を含めた対策の検討を行うようお願いします。

（学校安全係）

本事務連絡は、通学路合同点検で判明した対策必要箇所のうち、対策未了箇所について、関係機関と連携・協力の上、暫定的な安全対策も含めた対策の検討を依頼するものです。



事 務 連 絡
令和5年5月26日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課 御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

通学路の交通安全の確保に向けた連携・協力について（依頼）

令和3年6月の千葉県八街市の事故を受けて実施された合同点検結果を踏まえ、通学路の安全対策を進めていただいているところです。また、本年4月5日に開催された第4回交通安全対策に関する関係閣僚会議において、その進捗状況が報告され、内閣総理大臣からは「暫定的な安全対策の実施を含め、目標期間の令和5年度末までに、通学路合同点検対象の全国7万6,404箇所すべてにおいて安全対策を講じることを目指して、取り組むこと」との発言があったところです。

通学路の交通安全の確保については各地域における関係機関の連携による継続的な取組が重要です。今後、対策未了箇所への安全対策においても最善の対応が取れるよう、警察、道路管理者とのさらなる連携・協力をお願いします（別紙1：暫定的な安全対策の検討等に係る関係省庁の連携、配慮について（依頼））。

なお、道路管理者が担当する対策必要箇所のうち、安全対策の完了までに時間を要する箇所について、国土交通省から道路管理者に対して、暫定的な安全対策の内容及び進捗状況等の確認及び報告依頼がなされた旨、参考としてお知らせします（別紙2：通学路合同点検の本格対策及び暫定的な対策（即効性の高い対策）の進捗状況等に関する調査について（依頼））。

今後、対策未了箇所については、道路管理者や警察等の関係機関と連携・協力し、暫定的な安全対策も含めた対策の検討を行うようお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対し周知くださるようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
TEL：03-5253-4111（内線：2695）
E-mail：anzen@mext.go.jp

事 務 連 絡

令 和 5 年 5 月 2 5 日

警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

国 土 交 通 省 道 路 局 環 境 安 全 ・ 防 災 課 長 殿

文 部 科 学 省 総 合 政 策 教 育 局 男 女 共 同 参 画 共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課 長

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 安 全 対 策 課 長

暫 定 的 な 安 全 対 策 の 検 討 等 に 係 る 関 係 省 庁 の 連 携 、 配 慮 に つ い て （ 依 頼 ）

千葉県八街市の事故を受けて令和3年8月4日に決定された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」のうち、通学路合同点検部分の進捗状況については、本年4月5日に開催された第4回交通安全対策に関する関係閣僚会議において報告されたところ、同会議において、内閣総理大臣から、

- 「令和5年度末までに概ね完了する」という当初の目標については、達成する見込みが立ちつつある
- 残された箇所については、用地買収等に時間がかかるとの報告も受けたが、このような箇所についても、「こどもまんなか社会」を実現する上で、すべての子どもたちの通学路の安全を確保することが重要
- 残る通学路の安全対策の取組を加速するとともに、暫定的な安全対策の実施を含め、目標期間の令和5年度末までに、通学路合同点検対象の全国7万6,404か所すべてにおいて安全対策を講じることを目指して、取り組むこと

との発言があったところです。

今後、対策未了となっている対策必要箇所において、暫定的な安全対策の実施の可否及びその安全対策の内容について精査されることとなりますが、その際、教育委員

会・学校、警察、道路管理者が連携して最善の対応がとれるよう、各省庁ご配慮をお願いいたします。

【本件担当者】

こども家庭庁成育局安全対策課

(内閣府政策統括官 (政策調整担当) 付)

宮脇、志村

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL : 03-6257-1448 (直通)

kenichi.miyawaki.x3z@cao.go.jp

daisuke.shimura.v6w@cao.go.jp

北海道開発局建設部	地方事業管理官	}	殿
	道路維持課課長補佐		
各地方整備局道路部	地域道路課長		
	交通対策課長		
沖縄総合事務局開発建設部	道路建設課長		
	道路管理課長		

道路局 国道・技術課 課長補佐
環境安全・防災課
道路交通安全対策室 企画専門官

通学路合同点検の本格対策及び暫定的な対策（即効性の高い対策）の
進捗状況等に関する調査について（依頼）

通学路の合同点検については、令和3年6月28日に千葉県八街市で発生した交通事故を受け、「通学路における交通安全の更なる確保について」（令和3年7月9日付、国道国技第106号、国道交安第16号）に基づき実施された通学路における合同点検について、「通学路における交通安全の確保の徹底について」（令和5年4月5日付、事務連絡）により、残る対策必要箇所における安全対策を加速するとともに、暫定的な安全対策（即効性の高い対策）の実施を含め、更なる交通安全の確保に向けて、取組を積極的に推進するよう周知したところである。

なお、暫定的な安全対策（即効性の高い対策）の検討、実施にあたっては、関係機関（教育委員会及び学校、警察等）と連携のうえ、関係機関が実施するソフト対策も適切に活用しながら、可能なものから速やかに実施されたい。

については、対策必要箇所における安全対策の完了までに時間を要する箇所において、令和5年度末までに実施する暫定的な安全対策（即効性の高い対策）の内容及び進捗状況等を確認するため、下記のとおり報告されたい。

なお、本事務連絡については、文部科学省及び警察庁とも調整済みである。

また、貴管内の都道府県・政令市に対して本事務連絡の内容を依頼するとともに、都道府県から管内の市町村（政令市除く）に対し、本事務連絡の内容を依頼するようお願いされたい。

記

1. 報告に関する内容

- ・様式1：「【1】本格対策の進捗状況及び予定（令和4年度末時点）」及び「【2】令和5年度末までに実施する暫定的な安全対策（即効性の高い対策）の状況（令和5年6月末時点）」を記入し報告。

（本格対策が令和5年度末までに完了しない予定の箇所は「【2】令和5年度末までに実施する暫定的な安全対策（即効性の高い対策）の状況」必ず記入すること。）

※記入にあたっては、必ず別紙1を確認のうえ記入すること。

2. 報告期限

様式1：令和5年6月23日（金）12：00まで ※厳守

3. 留意事項

- ・提出された様式の内容について、確認が必要となった場合は短期間での確認を依頼する可能性があることや、今後、集計の上、公表される可能性があることも踏まえ、記載内容に不備や漏れがないか等、提出前に十分に確認すること。

4. 問合せ・提出先

道路局 環境安全・防災課 道路交通安全対策室

戸 高 (M80-38156) todaka-t8912@mlit.go.jp

青 江 (M80-38156) aoe-m88oz@mlit.go.jp

以上